

宇情審答申第25号
平成24年10月15日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市情報公開審査会
会長 毛利 透

宇治市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成24年7月18日付け、24宇市民第202号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

「〇〇〇〇（旧姓△△△△）の氏名の記載された戸籍に関する公文書の公開及び住所、続きがら、〇〇〇〇（旧姓△△△△）の氏名の書かれた子供の戸籍関係の公文書の公開。刑法184条重婚の戸籍関係がある場合は、適用公文書の公開。」について、公文書非公開決定にかかる異議申立てについての諮問

答 申

第1 結論

宇治市長（以下「実施機関」という。）の判断は妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 公文書公開請求書の提出及びその受理

平成24年4月16日、異議申立人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、実施機関に対し「〇〇〇〇（旧姓△△△△）の氏名の記載された戸籍に係る公文書の公開及び住所、続きがら、〇〇〇〇（旧姓△△△△）の氏名の書かれた子供の戸籍関係の公文書の公開。刑法184条重婚の戸籍関係がある場合は、適用公文書の公開。」を請求内容とする公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行い、実施機関は、同日付けでこれを受理した。

2 本件請求に係る決定等

平成24年4月20日、実施機関は、公開請求に係る文書が存在しているか否かを答えること自体が条例第6条第2号により保護しようとする「個人に関する情報」を明らかにすることとなるため、条例第10条に該当するとして公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成24年4月20日付けで異議申立人に通知した。

3 異議の申立て

平成24年6月11日、異議申立人は、異議申立代理人を通じて本件処分を不服として異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行ったが、異議申立書に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条第1項に規定する記載事項の記載漏れがあり、不適法であるとして補正命令を行った。

平成24年7月9日、異議申立人は、補正命令に応じ異議申立書の補正を行った上で、異議申立代理人を通じて、異議申立書を提出した。

4 審査会への諮問

平成24年7月18日、実施機関は、条例第17条第1項の規定により、宇治市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件異議申立てに対する決定について諮問した。

第3 異議申立ての趣旨

1 申立ての趣旨

異議申立てに係る処分の取消決定を求める。

2 主張

異議申立人及び異議申立代理人が、異議申立書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

(1) 公開請求拒否決定がなされているが、その理由は不明瞭、不可解である。

(2) 前提として、請求者本人が、本人の自己情報に係る公文書の公開を行政に対して請求する場合には、情報公開制度においても出来るだけその開示を肯定するのが望ましい。

条例第6条第2号本文は「特定の個人を識別することとなるもの」で、「通常他人に知られたいと望むことが正当」なものを一定の除外事由として例外的に非公開を容認しているが、その趣旨は、識別される、知られる情報の対象個人の名誉やプライバシー等の人権保障に根拠づけられていることが明らかである。

(3) 請求対象の公文書はいずれも、仮にその文書が実在する場合には、そこに記録されている情報は、請求者本人が含まれた現在あるいは過去の同一世帯戸籍内容に関する情報であることが必然である。となると、およそその情報は最初から誰の情報か特定されているし、その情報内容を構成する事項を、第三者に知らせるか否についての処理すら、本質的には請求者本人の自己決定権にのみ委ねれば良いことも明らかである。

(4) そもそも請求者と夫婦である（あるいは「あった」）者や、親子である者が、その自分たちと請求者との双方にかかる本籍情報を、請求者に対し、およそ知られたいと望むような事態は普通想定できないし、仮にそのような事態があり得たとしても、今度は請求者に知られたいと望むことが「正当」だと評価されうる事態もおおよそ想定できない。

(5) したがって、いずれにせよ、条例第6条第2号本文の除外事由には、本件請求はおおよそ本質的かつ論理的に該当しないはずであるので、条例第10条にも該当せず公文書の存在そのものの回答拒否も許されず、もし仮に存在しないという場合には存在しないという回答が明確になされるべきである。

(6) さらに、異議申立人としては、条例第6条第2号ただし書イに該当する事情があると考えている。

同号ただし書イは、個人に関する情報のうち「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を例外的な公開情報として規定したものである。現実には、異議申立人は、健康や、生活、財産保護等に非常に支障が出ていると考えており、これらを保護するためには請求した情報は知っておかなければならない。原則は、理由説明書に記載されているとおりであっても、例外として、条例第6条第2号ただし書に該当するかどうかは、もう少し実質的な判断をするべきと考えている。

第4 実施機関の理由説明の趣旨

1 実施機関が理由説明書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

2 本人による自己情報の公開請求について

(1) 本件請求は、異議申立人が自己及び子の戸籍に関する公文書の公開を求めたもの

である。

- (2) 条例第1条は「公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、この権利を市民の知る権利の具体化されたものとして保障し、本市の保有する情報の一層の公開を図る」ことを目的としている。

このような目的から設置された情報公開制度は、請求者が誰であっても、請求の目的を問わず情報公開請求を認める制度であり、誰が公開請求をしても同じ情報を公開する制度である。条例第6条各号の非公開情報の規定は、このことを前提に、何人にも公開すべきではない情報として設けられたものである。また、請求者本人の個人に関する情報の公開に係る取扱いについて、条例には特段の規定を設けていない。

したがって、条例第6条各号の非公開情報に該当するか否かの判断に当たっては、公開請求者が誰であるかは考慮されないものであり、仮に本人からの当該本人に関する情報の公開請求であったとしても、そのことは、公開、非公開の判断に影響を与えない。

- (3) 自己の個人情報に対する開示請求については、個人の権利利益保護の観点から宇治市個人情報保護条例の中で開示請求制度が定められている。

何人にも公開請求を認める情報公開制度と、自己の個人情報開示制度とでは、請求受付の受付や開示、不開示の判断基準等が異なるものであり、実際にそれぞれの条例の対応する規定は異なったものとなっている。

したがって、自己の個人情報の開示請求については、条例ではなく宇治市個人情報保護条例の規定により行うべきものである。

- (4) 更には、戸籍については、戸籍法第10条の規定により、自己及び子に係る戸籍について、戸籍謄本、抄本若しくは戸籍に記載した事項の証明書の交付を請求することが可能であり、敢えて条例の規定により公開する必要性も認められない。

3 条例第6条第2号本文該当性について

- (1) 条例第6条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」について、同号ただし書アからウまでに規定している情報を除き、非公開情報と規定している。

- (2) 戸籍に記載されている情報は当然、宇治市に戸籍があるかどうかという情報も、同号本文の非公開情報に該当することは明らかである。また、これらの情報が同号ただし書のいずれにも該当しないことも明らかである。

- (3) 以上(1)～(2)のとおり、本件請求に係る公文書が仮に存在したした場合、当該公文書は条例第6条第2号本文に規定する非公開情報に該当する。

4 条例第10条本文該当性について

- (1) 本件請求は、特定の個人に係る戸籍に関する公文書の公開を求めるものである。
- (2) 仮に本件請求に係る公文書が存在するとして、請求に係る公文書を特定した上で公文書非公開決定を行った場合、当該個人の戸籍が宇治市に存在するという非公開情報を公開することとなる。また、仮に請求に係る公文書が存在しないとして、不存在を理由とした非公開決定を行った場合、当該個人の戸籍が宇治市に存在しないという非公開情報を公開することになってしまう。
- (3) 以上(1)及び(2)のとおり、条例第10条の規定に基づいて公文書が存在するか否かを明らかにしないで公開請求を拒否する本件処分を行った。

第5 当審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容並びに実施機関の説明内容に基づき、本件処分の妥当性について審議した結果、以下のように判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求に係る公文書は、宇治市に保管される異議申立人の自己及び子に関する戸籍に関する公文書である。

2 本人による自己情報の公開請求について

異議申立人は、請求者本人の自己情報に係る公文書の公開を行政に対して請求する場合には、出来るだけその開示を肯定することが望ましいと主張しているため、以下検討する。

- (1) 本市の情報公開制度は、条例第1条に規定する通り、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、この権利を市民の「知る権利」の具体化されたものとして保障するものであることから、何人でも、本市が保有する公文書の公開請求をすることができる制度である。
- (2) 異議申立人は、本件請求は、自己情報の開示請求であるため出来るだけ開示を肯定することが望ましいと主張する。しかし、自己情報であるか否かを確認するためには厳格な本人確認の手続が必要になり、これは何人でも請求できるという本来の情報公開制度の趣旨にそぐわない条件を付加することとなるため、相当ではない。
- (3) また、情報公開制度が、何人に対しても情報公開請求を認める制度であることから、本人による自己情報の公開請求も含め、公開請求者が誰であるかは考慮されない。このことは、特定の個人を識別することができる個人に関する情報については、条例第6条第2号ただし書アからウに該当するものを除き、これを非公開とするのみで、本人による自己情報の公開請求について、条例に特段の規定を設けていないことから明らかである。
- (4) なお、本市では、条例とは別に宇治市個人情報保護条例において、自己の個人情報の開示請求権が定められている。

情報公開制度と個人情報開示制度の関係については、最高裁判所判例（平成13

年12月18日第三小法廷判決平成9年（行ツ）21号公文書非公開決定取消訴訟）で述べられているように、両制度は異なる目的を有する別個の制度ではあるが、互いに相いれない性質のものではなく、むしろ、相互に補完し合って公の情報の開示を実現するための制度ということができる。

それゆえ、自己の個人情報の開示を請求する場合については、その開示請求権を法的権利として認めている個人情報保護制度が採用されていない場合は別論として、個人情報保護条例が制定されている状況の下においては、個人情報保護制度により開示を認めることが本人の権利利益の保護という点からも相当であり、情報公開制度において条例に特別な解釈を加えて公開をするというような例外的取扱いを認める必要はない。

- (5) 以上(1)~(4)のとおり、本件請求につき、本人からの自己情報の公開請求であるということを、条例解釈において特に考慮に入れる必要はないというべきである。

3 条例第6条第2号本文該当性について

- (1) 条例第6条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報と規定しており、ただし書アからウに該当する場合のみ非公開情報から除外している。
- (2) 本件請求に係る公文書は、特定個人の戸籍に関する公文書である。戸籍は、氏名及び本籍の他、出生、婚姻、離婚、離縁等の親族法上の身分関係が記載されており、婚姻障碍の有無や相続関係等を確認する場合に身分関係を公証するために必要なものである。そして、戸籍謄本等を取得することができる者は一定の範囲の者に限られており、厳格な本人確認の手続も定められている（戸籍法第10条、第10条の2及び第10条の3）。これらのことに鑑みると、戸籍に記載されている情報は、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであることから、条例第6条第2号本文に該当すると判断される。

4 条例第6条第2号ただし書イ該当性について

異議申立人は、本件情報が条例第6条第2号ただし書イに該当すると主張するので、以下検討する。

- (1) 条例第6条第2号ただし書イは「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を非公開情報から除外している。
- (2) 情報公開制度が何人に対しても情報公開請求を認める制度であることからすると、ただし書イの判断にあたっては、当該情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するという公益上の理由から公開する必要があるものかどうかを、一般的に判断すれば足りる。

(3) そうすると、戸籍に記載されている情報は第5の当審査会の判断3(2)の通りであり、この情報を広く公にすることが、人の生命、健康、生活又は財産の安全を保護することにはならないことから、公益上特に公開することが必要であるとは認められない。

(4) 以上(1)~(3)のとおり、本件請求に係る公文書は、条例第6条第2号ただし書イには該当しない。

5 条例第10条本文該当性について

条例第10条本文は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

よって、本件請求に係る公文書が、宇治市に存在するか否かを答えると非公開情報を公開することとなるかを判断する。

(1) 本件請求に係る公文書が条例第6条第2号本文に該当することは、第5の当審査会の判断3(2)に記載している通りである。本件請求は、個人を特定して公開請求されたものであることから、仮に本件請求に係る公文書が存在するとして、請求に係る公文書を特定した上で公文書非公開決定を行った場合、当該個人の戸籍が宇治市に存在するという非公開情報を公開することとなる。また、仮に請求に係る公文書が存在しないとして、不存在を理由とした非公開決定を行った場合、当該個人の戸籍が宇治市に存在しないという非公開情報を公開することになってしまう。

(2) 以上の理由から、本件請求に係る公文書が、宇治市に存在するか否かを答えると非公開情報を公開することとなるため、条例第10条本文の規定に基づき公開請求を拒否することは妥当である。

第6 結語

以上より、結論のとおり答申する。

参考

本件異議申立ての経過

年 月 日	経 過
平成24年 4月16日	公文書公開請求
平成24年 4月20日	公文書非公開決定
平成24年 6月11日	公文書非公開決定に対する異議申立て
平成24年 6月22日	異議申立書補正命令
平成24年 7月 9日	補正命令後の異議申立書提出
平成24年 7月18日	諮問書の受理
平成24年 7月19日	実施機関から理由説明書收受
平成24年 8月10日	審査会（第1回）
	実施機関から意見聴取
	異議申立人から意見聴取
平成24年 9月19日	審査会（第2回）
平成24年10月15日	答申